

令和3年（行ウ）第66号 供託金返還等請求事件

原告 木原功仁哉

被告 国

準備書面（2）

令和3年12月17日

神戸地方裁判所第2民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 南 出 喜 久 治

（損害賠償請求権について）

一 本件の訴訟物である損害賠償請求権は、国家賠償法第1条第1項、第4条及び民法第709条に基づくものである。

二1 国家賠償法第1条第1項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と定めてゐる。

2 本件においては、「国の公権力の行使に当る公務員」とは、大正14年から今日に至るまでの帝国議会及び国会の衆議院議員、帝国議会の貴族院議員及び国会の参議院議員のすべてであり、さらに、公職選挙法第93条に基づいて本件供託金を国庫に帰属させ、公職選挙法第141条第7項及びこれを準用する同第142条第10項、同第143条第14項の規定により、訴状の別紙公費負担相当額一覧表のとほり、他の立候補者と平等に公費負担を受けることを拒否した担当の公務員である。

3 これらの議員及び担当の公務員は、現行の公職選挙法第92条及び同第93条及びこれまでの選挙制度における、いはゆる立候補供託金制度（没収制度を含む。以下同じ）が違憲であることを知り、あるいは知り得べきであるにもかかわらず、その全ての議員が帝国議会及び国会における「その職務を行うについて」、当該条項を削除して違憲状態を解消させるなどの立法措置を講じなかつた立法不作為による「故意又は過失によつて」原告に「損害を加えた」といふことになる。

4 また、国家賠償法第4条は、「国又は公共団体の損害賠償の責任については、前三条の規定によるの外、民法の規定による。」とあるので、民法第709条の不法行為による損害賠償請求権とは請求権競合の関係になる。

5 そして、立候補供託金制度は、大正14年から現在に至るまで、具体的な法形式や規定内容の変遷はあつてもその趣旨が同一であるから、全ての議員による共同不法行為は、継続的不法行為として一体のものであるから、全体として消滅時効は完成してゐないことになる。

三1 ところで、「国の公権力の行使に当る公務員」の特定については、前記二2で述べ

たとほり、これまで全ての帝国議会及び国会の議員及び現在のすべての国会議員並びに担当の公務員であるとしか特定し得ない。本件の不法行為は、特定の議員の行為によるものではなく、国家機関としての帝国議会及び国会及び行政機関の組織的な不法行為といふことになる。

2 このことについては、昭和 57 年 4 月 1 日最高裁判所第一小法廷判決（民集第 36 巻 4 号 519 頁）によれば、「国又は公共団体に属する一人又は数人の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合において、それが具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくても、右の一連の行為のうちのいずれかに故意又は過失による違法行為があつたのであれば右の被害が生ずることはなかつたであろうと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよ、これによる被害につき専ら国又は当該公共団体が国家賠償法上又は民法上賠償責任を負うべき関係が存在するときは、国又は当該公共団体は、加害行為の不特定の故をもつて右損害賠償責任を免れることはできない。」とあり、これは本件においても適用されるべきであり、公権力行使の公務員の特定とその行為の特定がなされておらずといふ反論は成り立たないのである。

四 1 なほ、この立法不作為は、訴状で指摘したとほり、昭和 60 年 11 月 21 日最高裁判所第一小法廷判決（民集 39 巻 7 号 1512 頁）及び平成 17 年 9 月 14 日最高裁判所大法廷判決（民集 59 巻 7 号 2087 頁）で示された、「結果における立法不作為」だけでなく、「手続における立法不作為」をも含むものである。

2 すなはち、当該条項が「憲法の一義的な文言に違反」するものであるとか、「国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合」といふやうに、違憲であることの「一義的明白性」がある場合における「結果の不作為」だけではなく、違憲ではないかとの疑義が述べられておることが周知の事実である政治状況において、国会でその問題点を審査した上でこれを改正すべきか否かを衆参両議院の「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」などで議題として審議することが可能であり必要であつたにもかかわらず、その手続をこれまで怠つてきたといふ「手続の不作為」による違憲行為を含むのである。

3 特に、「一票の格差」といふ形式的で偏頗な議論に振り回されて、原告が訴状で指摘した選挙制度の根本問題である立候補供託金制度が大正 14 年に制定されて以来今日に至るまで、様々な立場から意見の指摘や見直しの意見・提案がなされ続けてきたにもかかわらず、当該規定が設けられてから 96 年間も放置されてきたのは、この制度が議席獲得勢力の新規参入を妨害し、既存政党のギルド制を維持する意図により、これを改正せずに運用し続けることを国会が目論んできたのであつて、明らかに故意責任が問はれるものである。